

炭鉱合理化政策の開始と失業問題

藤野 豊

はじめに

戦後日本の石炭産業は国策に翻弄され、炭鉱労働者、とりわけ中小炭鉱の労働者とその家族の生活もまた、国策に大きく振り回された。石炭産業は、戦時下の軍需により、1941年以来、石炭統制会の下、国家の統制下にあり、それは経済復興上から戦後も継続された。

1946年12月、帝国議会の貴衆両院は、産業の再建と国民生活の安定には石炭の増産が必至と決議、第一次吉田茂内閣は石炭と鉄鋼の生産に経済政策を集中するという傾斜生産方式を閣議決定し、次の片山哲内閣は1947年6月、石炭産業の統制機関として、それまでの日本石炭鉱業会（1946年6月、石炭統制会を廃止して設立）に替えて配炭公団を発足させ、配炭公団が石炭の一手買い入れ、一手販売をおこなうことになった。公団は、石炭鉱業会のとくと同様、消費者炭価を低く抑えるため、炭鉱業者からの買い取り価格よりはるかに低い炭価を設定し、その差額は国費による価格差給付金で補っていた。これにより低品位の石炭を生産する中小炭鉱でも、配炭公団が一定の価格で買い上げるので経営が成り立っていた。さらに同内閣は同年12月、難航の結果、石炭増産を目的とした臨時石炭鉱業国家管理法を成立させた。しかし、こうした急速な石炭の増産態勢は、未熟練な炭鉱労働者を増加させ、人件費の増加と出炭量の増加が比例せず、炭鉱の赤字を増大させる結果となった。そして、1948年11月11日、GHQが第二次吉田茂内閣に経済安定三原則を指令し、インフレ収束のために賃金抑制を求め、炭鉱労働者に大きな打撃を与えた。さらに12月19日には、GHQは吉田内閣に対し経済安定九原則を示し、傾斜生産方式も終わらせ、1949年2月1日に来日したGHQの経済顧問ジョセフ・ドッジがデフレ政策（ドッジ・ライン）を進めると、石炭需要も急激に減少、増産した石炭は売れずに滞った。石炭の需要減と貯炭の激増という現実の前に、もはや石炭産業の国家統制の意義もなくなり、9月、配炭公団は廃止された。

こうして、石炭産業は、配炭公団による買い上げと価格差給付金の交付という国家の保護を失い、炭価は自由競争の嵐に襲われ、低品位の石炭を産出する中小炭鉱は窮地に追い込まれた。ここに、旧財閥系や地元の有力資本などの大手炭鉱と、それ以外の中小炭鉱の命運は大きく分かれた。この不況の下で、第三次吉田内閣が実施したのは炭鉱合理化政策であった。

小稿では、この炭鉱合理化政策の下で進行した中小炭鉱の失業問題に焦点を当てる。1949年9月、日本石炭鉱業聯盟管理部長服部義彦は、不況による需要の減退と生産上昇とにより「市場貯炭が急激な滞貨の山を消費地に堆積している」現状を前に、「需要に適応する生産調節と、石炭鉱業自体として競争や他の動力、燃料等の競合からする企業の合理化が今後の課題」であると指摘した。⁽¹⁾ まさに、1949年、日本の炭鉱は合理化の嵐のなかに置かれる。

では、その合理化の実態は何であったのか。張英莉は、炭鉱の合理化はドッジ・ライン以前から始まっていたことを前提にしつつ、傾斜生産方式の下での1948年度の炭鉱合理化と、ドッジ・ラインの下での1949年度以降の炭鉱合理化を比較し、「1948年度の合理化は労働者数を抑制しながら、生産の顕著な回復によって労働生産性の向上を促したのに対して、ドッジ・ライン期の合理化は、レッド・パーズと絡みながら、経済安定化政策に基づく過剰人員の整理が重点となっている」と指摘している。⁽²⁾ すくなくとも、当初、合理化は施設の機械化、人員配置の適正化、作業の効率化を目的とし、過剰人員の整理、すなわち労働者の解雇を第一の目的とするものではなかったにもかかわらず、結果として、合理化は労働者の大量解雇に収斂していく。

この時期の炭鉱合理化政策については、近年、経済史の分野では研究が進んでいるが、たとえば、炭鉱合理化の実態と企業の認識や反応を分析した島西智輝は、その結果として「1949年4月～1950年1月までに209炭鉱が休廃止になった」と述べるに止め、それ以上、炭鉱の失業問題には言及していない。⁽³⁾ 島西は、戦後の炭鉱政策総体についても「中小炭鉱を容赦なく切り捨て」たのではなく「中小炭鉱の鉱区にある資源をできるだけ開発したうえで徐々に切り捨てていった」と解釈するべきだと主張し、合理化政策の持つ「中小炭鉱の無秩序な閉山によって生じる生産量の減少や地域社会への悪影響を抑制することに貢献した」側面を重視している。⁽⁴⁾ あるいは、北海道の炭鉱を事例に、戦後石炭産業の衰退を論じた牛島利明、杉山伸哉も、「戦時統制期から戦後復興期にかけての石炭増産を目的とする一連の政策は、一時的な増産の達成という見かけ上の成果はあげたものの、結局は後の時代につづく負の遺産を生み出した」と述べ、「負の遺産」の一つとして炭鉱労働者の失業問題もあげられると考えられるが、それには触れず、「負の遺産」として具体的に石炭産業の「高コスト体質」をあげるのみである。⁽⁵⁾ 近年の経済史研究においては、炭鉱合理化が石炭産業全体と企業に対しどのような影響を与えたかということに関心が集中し、合理化により発生した大量の失業者の存在は研究の対象外に置かれている。

これに対し、筑豊の飯塚市を事例に、炭鉱閉山がもたらした都市問題を研究した田浦良也は「昭和20年代の後半は、相次ぐ炭労ストや産業合理化がすすむ石炭需要業界からの高炭価問題などが起り、戦後簇生した炭鉱の大量閉山や大量の炭鉱離職者の発生、賃金や

退職金の不払いや石炭鉱害の深刻化など石炭産業の矛盾は噴出した」と述べ、1949年に炭鉱合理化がもたらした失業問題の重要性を指摘しているが、それについて実証的に検討していない。⁽⁶⁾

わたくしは、こうした研究状況を踏まえ、戦後の経済復興という国策が多くの国民の生活を犠牲に供した事実、換言すれば「国益」のために「私益」が蹂躪された事実を明らかにし、戦後民主主義そのものを問い直すため、1949年～50年の炭鉱合理化政策を検証する。検証の方法として、炭鉱合理化の実態の変容を国の政策、石炭業界など経済界の対応、炭鉱労働者の生活実態の3点から分析していくが、許された紙数の関係で、詳細な国の政策の検討は次稿でおこなうこととし、主として他の2点からの分析を小稿の課題とする。

1. 炭鉱合理化政策の開始

石炭産業は、寡占化が極端に進んでいた。たとえば、山口県の宇部炭田では、1948年度、年間10万トン以上の石炭を産出する大規模炭鉱5鉱で総出炭量の40.5%を占めているのに対し、1万トン以上10万トン未満の中小炭鉱は43鉱で総出炭量の57.5%を、1万トン未満の零細炭鉱は23鉱で総出炭量の2%を占めているに過ぎない。⁽⁷⁾ また、全国的に見ても、1949年の出炭量全体の71.16%を大手20社、すなわち三井・三菱・北海道炭礦汽船（北炭）・貝島・明治・井華・日鉄・日本炭礦(日炭)・古河・雄別・宇部興産・麻生・杵島・常磐・大正・昭和・大日本・嘉穂・太平洋・国鉄公社が占め、とりわけ、三井・三菱・北炭・古河・井華（住友系）の5社だけで60.2%を出炭している。20社中、もっとも出炭量が少ない昭和でも、毎月1万トン以上、年間で15万2199トンを出炭している。⁽⁸⁾ 炭鉱における大手企業と中小企業の格差は大きかった。大手炭鉱は数十年の採掘計画に耐える優良な炭層を独占し、中小炭鉱の大多数は数年の可掘炭層を持つに過ぎず、大手炭鉱の鉱区の間隙を縫って低品位の炭層を採掘していくしかなかった。⁽⁹⁾ この格差が以後の政策を規定していく。

炭鉱の危機は、すでに経済安定三原則、同九原則が示された段階で予測されていた。ドッジ・ラインが示された1949年2月の段階で、「九州の炭鉱はもうクビ切りがはじまっていて数百の労働者が地底から追われ“見えざる失業戦線”の群にかわっている、そしてまたこれから夏にかけて広範な企業整備の波が数万の労働者につぎつぎときびしい現実の姿で打ち寄せようとしている」と警戒されていた（『九州タイムズ』炭鉱版、1949年2月13日）。

1949年3月10日、GHQは第三次吉田茂内閣に対し、「石炭鉱業の安定」について指示（SCAPIN-1984）、「日本の自立確立のため、炭鉱業の能率を急速かつ効果的に改善」し、1949年度に最小限4200万トンの石炭を供給するように求めた。そして、具体的に「時間外労働およびこれにたいする支払は生産上の要請により現実に正当とされる範囲に限ること」、坑内労働者数が炭鉱労働者数全体の60%にまで増加するまでは坑外労働者

や事務職員、管理職員の新規雇用を禁じることなどの措置を命じた。この指示は、出炭の増加は「効率の改善によるべき」とするもので、ここに、炭鉱合理化への具体的指針が示されたことになる。⁽¹⁰⁾さらに、GHQの指示により、9月15日をもって配炭公団を廃止することが閣議決定され、同日、経済安定本部は特別な高品位石炭を除くすべての石炭の配給を廃止、物価庁も石炭に対するすべての価格統制を撤廃、こうして、戦時経済統制以来の石炭生産に対する国家統制は終わり、1950年7月までに石炭の配給はすべて自由市場に戻されることになった。⁽¹¹⁾これにより「石炭産業は全面的な自由競争の死闘を強制されること」になり、「休廃坑ないし倒産のやむなきに至るものがあるのはもちろん、そうでないまでも生産制限によつて経営の保全をはからざる」を得なくなる。⁽¹²⁾

公団廃止を目前に控えた8月、福岡県の筑豊炭田では、三井、三菱などの大手炭鉱が「いち早く販売機構、人事配置を完了、得意先の吸収に努め、ワクをはずすならいっそ早くやってくれと勇み立っている向きもある」のに対し、中小炭鉱は「個々の炭鉱の信用がものをいうのでむずかしくなりました」との不安を隠せなかった（『西日本新聞』筑豊版、1949年8月12日）。

1949年9月、『東洋経済新報』は、「炭鉱も優勝劣敗」の現場となり、自由市場化は「大手筋に有利で、中小炭鉱に不利」と断言し、「努力して成り立たぬ炭鉱は、我が経済に不要だという刻印を押されたと同じで、廃坑にした方がよかろう」と言い放ち、⁽¹³⁾「中小業者はこゝでもまた自然淘汰を強行される」と突き放した。⁽¹⁴⁾まさに、国家の庇護を失った石炭産業の合理化は必至であった。とりわけ、傾斜生産様式の下で維持された生産者側の高炭価は大きな問題となる。たしかに、当初、合理化については機械化や労働者の配置転換が考えられ、さらにそれ以上に「管理及作業の改善即ち科学的管理の実施」が求められたが、⁽¹⁵⁾現実には労働者の解雇という安易な方法が選択されていく。⁽¹⁶⁾

もちろん、合理化は炭鉱のみに求められたのではない。ドッジ・ラインの下での急激なデフレ政策に対応するため、産業全体に求められたわけであり、吉田内閣は、こうしたGHQの方針を受け、1949年9月13日、「産業合理化に関する件」を閣議決定し、「合理化実施上必要な事項につき調査審議」するため、通商産業省（1949年5月15日に商工省から改組）に産業合理化審議会を設置することを確認した。⁽¹⁷⁾

こうして、同年12月に設置された産業合理化審議会は、1950年6月24日、「鉄鋼業及び石炭鉱業の合理化に就いて」と題する答申を作成、27日の閣議に提出した。このときは、朝鮮戦争が勃発した直後であり、以後、日本経済は「特需」の好景気に覆われていくのであるが、この答申には、「石炭鉱業の健全経営による自立化と鉄鋼業を中心とする一般産業の高炭価問題を解決する為には石炭鉱業を早急に合理化してそのコストの低減を図る必要がある」ので、大手12社の合理化計画を検討してきたと述べられている。そし

て、合理化については具体的に「坑内外施設の整備」「採掘作業の機械化」「能率の増進」などの施策をあげ、こうした施策により1952年末までに1トン当たりの平均出炭価格を2960円から2440円に、平均送炭価格を3120円から2550円に、それぞれ現在の82%にまで落とすことができるとの展望を示した。⁽¹⁸⁾ 大手企業の合理化策であるが故か、ここには過剰労働者の解雇などの項目は明示されていない。

通産省では、この答申に基づき7月29日、「鉄鋼業および石炭鉱業合理化施策要綱」を作成、8月18日の閣議に提出、要綱は修正のうえ決定された。要綱は「国内炭価水準特に原料炭の価格水準が国際水準に比し相当に割高であることが鉄鋼業を始め重要産業の自立化を妨げ、価格差補給金の撤廃乃至削減後の輸出採算を極めて困難にしてゐる」という現状認識に基づき、1953年を目標に「輸出産業及び基礎産業として最も重要な鉄鋼業の合理化施策を強力に推進すると共に石炭鉱業合理化についての諸施策をも同時に推進して、炭価水準の引下げを図」ることを掲げ、「鉄鋼業及び石炭鉱業は生産性の向上、間接費作業費の大幅切下げ、品質の向上等夫々企業経費の全般に亘りあらゆる合理化努力を集中する」ことを求めている。そのうえで、特に、石炭産業には「炭鉱の機械化推進の為、炭鉱機械で試験的に使用せしめる必要のあるものに付ては、国家的助成を行う」ことや「炭価の値下がり、輸送の合理化と相俟つて輸送費の可及的軽減を図る」こと、「低価格の外国原料炭、発生炉炭等の輸入確保を図る」ことなどを実施することとしていた。

通産省は、この要綱について説明し、「わが国全産業の基礎を為す石炭価格に付ては、これが国際価格に較べて極めて割高であり、この高価格が鉄鋼始め各産業の自立化に重大な影響を与えてゐることはわが国産業合理化上見過ことの出来ない事実」であるので、「先ず全産業の基礎である石炭鉱業を極度に合理化して、その価格を可及的に国際価格に鞆寄せる」ことの必要を強調している。まさに、炭鉱合理化により炭価を引き下げ、それにより鉄鋼業を合理化し鉄鋼価格を引き下げ、「日本産業自立化の基礎」とすることが求められたのである。⁽¹⁹⁾ このように、1949年3月10日にGHQより炭鉱合理化の方針が示されて以来、1年5か月をかけて吉田内閣は炭鉱合理化への具体的指針を示した。

この1年5か月の間に、総理府統計局は「炭鉱従業者世帯収入調査」を実施している。これは、1948年12月、GHQの勧奨に基づいて実施されたもので、その目的については、統計局長森田優三が「戦後わが国石炭鉱業の生産性向上の必要が特に痛感された際、石炭鉱業労働者の生活内容の向上を計る適切なる施策が要望され、その施策立案の基礎資料を得るため石炭鉱業労働者の生活実態を把握せんと企てられた」と説明している。当初は北海道と九州の炭鉱を対象にしたが、1949年7月に調査地域を常磐と宇部にも拡大した。⁽²⁰⁾ 5月18日、佐賀県で開かれた「炭鉱従業者世帯収入調査主任者会議」には、福岡県、佐賀県、長崎県の担当者とともに山口県の担当者も出席しているように、⁽²¹⁾ 九州での調査の経

験を踏まえて山口県の宇部炭田にも調査が実施されたと考えられる。

この調査の対象となったのは、北海道の三井鉱山美唄鉱業所、三菱鉱業美唄鉱業所、北海道炭砒汽船（北炭）空知鉱業所、井華鉱業歌志内鉱業所、福島県の常磐鉱業湯本鉱業所（常磐炭砒磐城砒業所湯本坑か）、古河鉱業上好間鉱業所、山口県の宇部興産沖ノ山炭鉱業所、宇部興産東見初炭鉱業所、福岡県の三菱鉱業鯉田鉱業所、麻生鉱業芳雄鉱業所、井華鉱業忠隈鉱業所、明治鉱業豊国炭鉱業所、佐賀県の杵島炭鉱杵島砒業所、明治鉱業西杵島鉱業所、長崎県の日鉄鉱業鹿町鉱業所一、二坑、野上東亜鉱業神林鉱業所の16炭鉱の550世帯である。事業所名から明らかなおろ、この調査の対象も大部分が大手炭鉱であり、まさに、この調査は大手炭鉱労働者の生活調査であった。それでも、全国の坑内労働者の1世帯当たりの平均勤労収入について見れば、1949年3月以降1万2000円台～1万6000円台で上下していたが、1950年4月に1万0326円に下落している。大手炭鉱においても、1950年に入ると、炭鉱合理化は賃金の低下として労働者に影響を与えていた。⁽²²⁾

では、この1年5か月間、全国の炭鉱では、合理化は具体的にどのように推進されたか。ここで、考慮しなければならないことは、産業合理化審議会が答申作成において検討したのは大手12社の合理化計画であったという事実である。炭鉱合理化についても、大手炭鉱の事例だけを検討すると、全体像を見失うことになる。1949年4月の段階では、石炭庁福岡石炭局は「九原則と増炭を遂行するために各ヤマの自主的再検討はどうしても必要であるがまだ大量首切りの時ではない」と述べているが（『九州タイムズ』炭鉱版、1949年4月21日）、現実はどうであったのか。小稿は、なによりも中小炭鉱の合理化を視野に入れて、炭鉱合理化の実態を明らかにする。

2. 炭鉱合理化の実態

(1) 大手炭鉱の合理化

まず、大手炭鉱の合理化から検討する。北海道炭砒汽船会長吉田嘉雄は、日本の石炭産業は「原価の五〇―六〇パーセントは労務費によつて占められて居る」ので、合理化には「人力を極力排除して専ら機械力に転換する事が問題解決の根本条件となる」と、機械化を合理化の「第一要件」とし、そのために「一般従業員に対して機械力を信頼し、機械を使いこなすだけの教養と訓練とを与へることが絶対必要である」と述べ、⁽²³⁾労働者の解雇については言及していない。

しかし、合理化は機械化に止まらなかった。SCAPIN-1984の指令を受けて、大手炭鉱主導の日本石炭協会は、3月15日に特別委員会を設置し、企業合理化の方途を検討することとしたが、各企業においても自主的に合理化を進めていく。その内容は生産費の1～2割引き下げを目標に基準外労働の圧縮、不要不急施設の中止、資材とその仕様の合理化などと

もに、「無届欠勤者の出勤停止または一方的解雇」を実施するというもので、「結局は、企業の合理化は作業の再編集中人員整理にあることは避けえない課題」となっていた。⁽²⁴⁾

そして、具体的には、筑豊では大正鉱業が満55歳の停年制を導入し、麻生鉱業が1か月に無断欠勤3日以上、事故欠勤5日以上の労働者を退職させるなどの人員整理を決定、さらに、「古河峯地鉱の無届欠勤者に対する出勤停止、同下山田鉱の無届欠勤者に対する無通告解雇、三菱方城鉱の五〇名整理、明治平山鉱の人員整理、岩尾炭砒の一二〇名整理」などがなされ、現実には、「合理化は主に労働関係の面から促進」されていたのである。⁽²⁵⁾

また、三井美唄炭鉱労務課長の寺山朝は、1949年度の課題として「日本再建の為め経済九原則の実施は不可避であると共に、日本経済安定政策の根源は石炭鉱業の合理化にある」と力説し、そのために「最も重要な事は生産コストの半ば以上を占むる労務費を如何に合理化するかにある」と明言した。寺山は、この労務費の合理化とは「合理的作業に依る時間外労働の短縮、能率向上への労働条件の改善等」であると説明しているが、それに加えて「更に高能率賃銀体制確立のためには債務不履行或は故意の低能率者等は緊急排除されなければならない」と労働者の解雇の必要にまで言及し、そうしたことは「正常なる経営の自立体制確立の上にも当然採られなければならぬ政策」であると述べている。⁽²⁶⁾

さらに、三井鉱山では、合理化策として、機械化や作業の能率化などとともに、「不経済切羽坑口の廃止」と人員の整理を進め、1949年8月に「一定の整理基準に依り整理」を断行し、さらに停年制を導入して、1950年1月末に「相当数の停年退職者を出した」。⁽²⁷⁾

九州石炭鉱業協会が大手16社、中小31社を対象におこなった1949年6月以前の段階での調査によれば、能率向上、生産費の引き下げのために各社では、切羽（石炭の採掘や坑道を掘進する現場）の増設や採算不良の坑口や切羽の廃棄、石炭運搬設備の増設や改良、選炭設備の増強などとともに余剰人員、「非生産的人員」の整理を実施している。すなわち、労働者の解雇が合理化の重要な一環をなしているのであり、解雇の対象は欠勤の多い「不良鉱員」、病気による長期欠勤者、停年者などであった。停年は坑内労働者には50歳、坑外労働者や事務系の職員は55歳が設定された。⁽²⁸⁾

では、この「不良鉱員」とはどのような労働者を指すのか。1949年4月9日、三菱飯塚炭鉱では、会社側が解雇するべき68名の「不良鉱員」のリストを作成して労働組合に通知し、「不良鉱員」には「窃盗、詐欺、放火など前科五犯や暴行窃盗、恐かつなどの不良組が多く、また一ヶ月の実働日数がわずか十二、三日というもの」がいると説明したが（『九州タイムズ』1949年4月17日）、労組は、会社側が言う「不良鉱員」に該当する者はわずかに2、3名にすぎず、実態は「企業整備の首切り」だと反発した。すると、労務課長も、労組が「不良鉱員」ではないと立証したら解雇の対象から除外してもいいと語り、「不良鉱員」という認定の根拠が明確ではないことを認めている（『九州タイムズ』

1949年4月19日)。会社側は恣意的に特定の鉱員を「不良鉱員」と認定し、解雇の対象としていたと推測できる。他の九州の大手炭鉱でも、労組の活動家や「赤みがかった色彩」の労働者が解雇されていった（『九州タイムズ』炭鉱版、1949年8月29日）。井華唐津炭鉱でも270名を指名解雇しようとしたが、労組が「被解雇者が無能力、または不良鉱員という烙印を押されて、再就職に差しつかえる」と反対し、結局、指名解雇を撤回させ、労組が270名の自発的な退職者を募ることになった（『西日本新聞』筑豊版、1949年3月29日）。

このように、大手炭鉱でも、現実には労働者の解雇も含めた合理化を進めていた。当然、多くの失業者が発生する。日本石炭鉱業聯盟専務理事の早川勝（三菱鉱業）も、合理化をめぐる労資関係について述べるなかで「合理化によつて起る失業の問題は別に考える必要がある」と語り、失業対策の急務を指摘していた。⁽²⁹⁾

(2) 中小炭鉱の合理化

では、合理化＝労働者の解雇がより深刻となった中小炭鉱の合理化について見ていこう。九州石炭鉱業協会は「合理化が軌道に乗りつゝあると思われるものはやはり大規模炭鉱に著しい」ことを認めているように、⁽³⁰⁾ 中小炭鉱では、機械化などの設備投資を必要とする合理化は困難であり、むしろ、炭鉱そのものの存亡の危機にさらされていく。1949年7月22日、中小炭鉱経営者による日本石炭協会は、第三次吉田茂内閣に対し「新事態に対する石炭対策の要望」を提出し、炭鉱合理化は「大量の人員整理或は廃山のための多数の労務者の失業を招き、重大なる社会不安を醸成して他産業にも影響する懸念が大である」という危機感を訴えた。⁽³¹⁾

たしかに、すでに、佐賀県岩屋炭鉱では、1949年2月2日、「九原則の実施による難局の打開は人員整理による企業合理化の外なし」との判断から220名の解雇案を労働組合側に提示、「停年者準停年者長期欠勤者不良鉱員成績不良職員」が解雇対象とされていた。⁽³²⁾

北海道では中小炭鉱50鉱のうち「今後も従来通りの経営を保証される」のは5鉱、山口県宇部では8月中に36鉱が休山し、1949年中にさらに30鉱以上が休山すると見られていた。すでに、宇部では3月～7月に2232名の労働者が解雇されていた。こうした状況下では労働条件の悪化も必然で、宇部のある炭鉱では、労働基準法に違反しても「実働十時間労働ぐらいにするほかはない」という現状であった。⁽³³⁾

1950年1月、『東洋経済新報』は、炭鉱合理化の現状について、労働者の減少は、1949年4月以降、全国で毎月6000名ほどであったが、10月には8300名に増加し、特に宇部の減少率は大きく、減少数は8月に485名、9月に1087名、10月には2368名に至っていると数字を示し、宇部や常磐の「弱小炭鉱」の打撃が大きいという分析をおこなった。⁽³⁴⁾ 日満鉱業専務取締役岡本政一郎が「当局は口を開けば、「コマーシャル・ベース」と

言はれるけれども、打つ可き手を一つも打たず施すべき施策を施されずして残された中小炭鉱が、此の経営危局に際し「コマーシャル・ベース」に今俄に到達し難い事は理の当然な事」と喝破したように、合理化による中小炭鉱の打撃は、当然の帰結であった。⁽³⁵⁾

一方、金融界では、炭鉱の合理化を歓迎し、それにとまなう労働者の解雇は必然であるとみなしていた。福岡銀行調査課では、1949年6月までの情報をもとに、福岡県内では「最近の炭鉱業の合理化は種々なネックはあるものゝ、概ね順調に経過していて、前途は明るい」と楽観しているが、「どの炭鉱も良くなるというのではない」と付言している。⁽³⁶⁾

また、日本興業銀行調査部事業調査課の上田正臣は、1949年末の情報を基に状況を分析し、「現在の所謂合理化の意味は、単に生産面の積極的改善等のみならず、反面消極的な人員整理、賃金切下げ、労働強化、経費節約等の経営面におけるもの迄を含んでいる」と指摘、むしろ、人員整理や配置転換などの「消極的合理化方策」が、採炭方式の改良、機械化などの「積極的合理化方策」への「道を切り開きつゝある」と述べ、今後の見透しとして、「優良炭を多く産出し、採炭条件にも比較的恵まれた優良鉱区を独占する旧財閥炭鉱は、その絶大なる資本力と閥閥産業或は金融機関との従来からの結びつきにもよつて、その苦境を比較的楽に切抜け得る立場に置かれているが、これらの点に恵まれない中小炭鉱は極めて困難な立場にある」とみなし、「炭鉱界における優勝劣敗の厳しい趨勢」は「更に激化せられようとしている」と悲観的な結論を下していた。⁽³⁷⁾

さらに、日本勧業銀行調査部は、炭鉱の経営面からの合理化の方策として「過剰労働者の整理」をあげ、さらに機械化などの技術面からの合理化も重視するが、これには巨額の資金が必要なため、「資金力に乏しい中小炭鉱の不利は歴然である」として、1949年4月～1950年1月に全国で209の休廃鉱を出している事実を示している。しかし、それでも、同調査部は「石炭鉱業の合理化は今こそ徹底的に行われるべきであり、大陸の一角に生じた朝鮮動乱が如何に展開され、それが石炭鉱業界に如何に影響するにせよ、合理化への努力を怠るならば単に合理化を将来に延ばすにとゞまらず解決を愈々難渋なものにすることになろう」と合理化の徹底を力説した。⁽³⁸⁾

ドッジ・ラインの下、炭鉱合理化を進めるためには労働者の犠牲、とりわけ中小炭鉱の労働者の犠牲は止むを得ないものという認識が炭鉱業界、金融界に定着していた。宇部炭田では、配炭公団廃止により1949年9月15日～31日に17炭鉱が閉山し、労働者1002人が「整理」され、10月には19炭鉱が閉山し、1907人が「整理」されている。⁽³⁹⁾ 日本石炭鉱業聯盟では、1948年までは雇入が解雇を上回っていたが、1949年は解雇が雇入を上回ったと述べ、炭鉱労働者は毎月、概ね1.5%前後減少を続け、1月には45万5000人いた労働者は12月には38万7000人に減少していたと報告している。⁽⁴⁰⁾

また、九州経済調査協会が1951年度文部省科学試験研究費によりおこなった「九州石

炭産業における合理化との実証的研究」によれば、炭鉱の人員整理はドッジ・ライン以降本格化し、調査をおこなったモデル炭鉱では、1948年7月を基準とする1949年4月の労働者の減員割合は、従業員5000人以上の炭鉱では5～6%台であるのに対し、従業員1000人以下の炭鉱では29.12%に達しており、まさにこの調査は、人員整理は「大手筋よりも、中小鉱において精力的にすゝめられた」事実を実証していた。⁽⁴¹⁾九州石炭鉱業聯盟の調査でも、九州の炭鉱における「会社都合」による労働者の退職者数は、1948年7月～12月の半年間（調査対象170鉱）で、坑内労働者が674名（退職者全体の3.7%）、坑外労働者が1028名（同7.1%）なのに対し、1949年の1年間（調査対象249鉱）では、前者が4236名（同8.7%）、後者が5213名（同17.3%）、1950年（調査対象365鉱）では前者が1万0177名（同18.6%）、後者が5910名（同23.3%）と激増し、朝鮮戦争の特需景気で石炭需要が増加した1951年（調査対象130鉱）には前者が2758名（同7.0%）、後者が2834名（同17.9%）と減少している事実を示している。毎年、調査対象の炭鉱数が一定ではないので、人数だけでは判断できないが、退職者全体のなかで「会社都合」で解雇された労働者が占める割合を見ても1949年～1950年の数字が1950年の坑外労働者を除いて高いことは明らかである。⁽⁴²⁾1949年のドッジ・ラインの下での炭鉱合理化政策が多くの炭鉱労働者を失業させていたことは企業側の統計からも裏付けることができる。九州石炭鉱業聯盟も、この調査に基づき、ドッジ・ラインによる不況の影響を「最も極端な形で受けた」のは石炭業界であり、「企業合理化は設備投資を中心とするよりも、いきおい労務面を中心とした、企業整備的な性格を帯びざるをえないものであり、「企業整備という言葉は殆んど人員整理と同義語のように使われている」ことを認めている。⁽⁴³⁾

労働省職業安定局失業対策課も「赤字企業の整理で最も打撃を受けたものは石炭鉱業及び、その関連産業であつた」ことを認め、「低品位炭の中小炭鉱」は「深刻な経営難」となり、特に宇部炭田では6割、常磐炭田では4割の労働者の整理が見込まれていたと報告している。⁽⁴⁴⁾

以下、こうした炭鉱労働者の失業の実態について筑豊炭田を事例に詳細に検討していく。

3. 合理化のなかの筑豊

(1) 大手炭鉱の失業問題

筑豊では、月産1万トン以上の炭鉱が48鉱であるのに対し、3000トン以上1万トン未満の炭鉱が57鉱、1000トン以上3000トン未満の炭鉱が123鉱を占め、1万トン未満の中小180鉱の産出量は全体の3分の1に過ぎず、石炭の品位も低かった。一方、大手48鉱で産出量の3分の2を占めていた（『西日本新聞』1949年3月20日）。1949年度の出炭目標4200万トンという数字を前にして、筑豊の炭鉱では「大手筋、中小鉱のいずれを問わ

ず経営者は九原則の実施を前にして山の自立経営態勢整理に日夜追われ」る状況で、労資ともに「新目標達成には政府が先ず打つべき手を打って欲しい」と訴えていた（『朝日新聞』筑豊版、1949年3月4日）。

こうした筑豊を1949年の春、「失業の大嵐」が襲う。「失業の大嵐」は大手炭鉱をも直撃した。すでに炭鉱では、多くの企業が税の滞納を抱え、直方税務署管内では、貝島炭鉱の滞納額が1億円を突破し、三菱や古河の鉱山でもこれに近い滞納額を抱えているとみられ、古河^{しやかの}尾炭鉱では前年12月末から60名の高齢の鉱員を解雇、三井田川鉱山の某部署では30名の定員不足にもかかわらず新入社を受け付けていなかった（『筑豊タイムス』1949年3月14日）。遠賀郡でも日炭高松炭鉱で「不良鉱員の整理」を実施し、大正鉱業中鶴炭鉱でも「いち早く停年制をしき二百六十名のかく首を行う」などの合理化を目指していた（『夕刊フクニチ』1949年3月11日）。

3月下旬、田川地区の炭鉱では「赤字鉱の閉鎖、人員整理は必至の情勢」となり、大手炭鉱でも、三井田川炭鉱が「今後新規採用は一切停止、時間外労働も全廃、ある程度の坑内夫を坑外夫に配置転換し賃金を浮かすほか停年制を実施」することとし、毎月1200万円の赤字を出している三菱方城炭鉱は第一次案で郊外から坑内への労働者150名の配置転換などを実施し、第二次案として「不良鉱員を整理、停年制を実施、女子鉱員もある程度整理する」という対策を決定していた（『朝日新聞』筑豊版、1949年3月23日）。

さらに、3月に飯塚市にある九州全三菱炭坑労働組合連合会（九全連）に入った情報では、三菱鉱業は九州で「成績不良鉱員」600名を解雇の対象にしていると伝えられ（『朝日新聞』筑豊版、1949年3月19日）、鞍手郡の三菱新入炭鉱では「不良鉱員約二百名の整理に乗り出し」、企業整理の一環として植木坑（労働者300名）、上新入坑（労働者600名）を閉鎖する意向と伝えられた（『夕刊フクニチ』1949年4月8日）。すでに「不良鉱員」や長期欠勤者ら51名を解雇していた三菱鯉田炭鉱では、坑外労働者について4月に56名、5月に44名を解雇し、坑内外の労働者80名を配置転換で整理、さらに停年制を導入して5月までに坑内労働者34名、坑外労働者96名を解雇する予定であった（『夕刊フクニチ』1949年4月26日）。

また、同じく大手の麻生芳雄鉱山では、2月15日に経営協議会を開き、1か月を通じて無断欠勤3日（2月は2日）以上、事故欠勤5日（採炭夫は6日）以上の者は退職させることを決定した（『夕刊フクニチ』1949年3月3日）。

そして、4月7日、三井田川鉱業所は、4月以降の職員の給料を2割引き下げると職員組合に申し入れた（『西日本新聞』筑豊版、1949年4月9日）。この職員給与の2割削減は他社の炭鉱にも及ぶ。4月9日、三菱鉱業九州監督立花範治は「三井鉱山が口火を切った職員給与八割仮払いは、三菱においても四月から実施する。このことは単に三井、三菱

にかぎらず、日鉄、古河、井華、北炭など在京各社とも打合せずみのはずだ」と語っている（『西日本新聞』筑豊版、1949年4月10日）。労組側は「三井だけでなく大手筋炭鉱がこぞってこの手を打つのではないかと警戒するが（『朝日新聞』筑豊版、1949年4月10日）、三井鉱山以外の手筋から中小鉱山も含む筑豊地区全炭鉱で四月分から“給料二割のタナ上げ”を実施する」ことになる。当然、日本炭鉱労働組合連合会（炭労）の江口福岡県支部長は「八割しか払わないというのでは食うなというのと同じこと」と強く反発した（『朝日新聞』筑豊版、1949年4月12日）。4月8日、三菱九全連でも委員会で「首切り、賃金引下げ反対のため闘争態勢の確立」を決議し、13日の委員会で闘争委員会を設置を決議、同じく13日には炭労福岡県支部（福炭労）も非常時宣言を発した（『朝日新聞』筑豊版、1949年4月14日）。三井田川鉱業所の職員組合も4月14日の委員総会で「給料の受領を拒否する」ことを決定して、抵抗の姿勢を示した（『西日本新聞』筑豊版、1949年4月16日）。

(2) 中小炭鉱の失業問題

大手炭鉱でも、このように経営は苦しくなっていたのであるから、中小炭鉱の苦境ははるかに深刻であった。筑豊には傾斜生産方式の下で、大手炭鉱から採掘権を借りて開業した零細な炭鉱も多い。3月7日付『夕刊フクニチ』は、嘉穂郡桂川町に散在する零細な炭鉱の現状を次のように報じた。

鉱員はいずれも六十名から百名程度、半鉱、半農の近郷からの通勤者で、農繁期の六月から十月ともなれば大部分採炭を休止するというのんびりとした炭鉱ばかり、機械も使わず、いいところでせいぜい巻揚機と排水ポンプが一、二台ある程度、動力がないので資材を牛にひかせ炭車をエイエイと押す風景など珍しくない、政府の補助金を頼みに昨年廃坑を再び掘りはじめたものが多く、タヌキ穴のような浅いところを掘るのでアセチリンガスのランプをさげて坑内に入る、やれ炭鉱住宅だの福利施設だのいう要求もなく、名ばかりの組合は“協調主義”でゴタゴタもない。

ドッジ・ラインによる不況は、炭鉱の苦しい経営に追い打ちをかける結果となる。労働者の解雇も激化し、賃金未払いも深刻化する。福岡石炭局の調査によれば、1949年2月末現在で、九州で賃金未払い、賃金支払い延期をおこなった炭鉱は三井、三菱、井華、古河などの大手を含め49鉱に及び、対象人員は全九州の炭鉱労働者の50%を占める約13万人であった（『朝日新聞』筑豊版、1949年3月12日）。福岡県では半年間で炭鉱からの求人は3万人を下らなかったが、1949年4月～9月の求人計画は1万1776名と激減して

いた（『朝日新聞』筑豊版、1949年3月24日）。

田川郡大任村の今任炭鉱でも経営難から閉山し120名の労働者を解雇すると発表、これに抗議する労組は退職金の受け取りを拒否し、対立していたが、3月上旬に労組側も閉山を受け入れ争議は解決した（『朝日新聞』筑豊版、1949年3月11日）。同じく大任村の平和炭鉱でも前年12月末に113名の解雇を言い渡しており、田川公共職業安定所には毎日、失業者の群れが押しかけているが、「鉱山関係は全く入社できない」状況であった（『筑豊タイムス』1949年3月14日）。

また、嘉穂郡山田町の久恒鉱業猪鼻炭鉱では4月23日の経営協議会で職員の解雇9名、配置転換5名、鉱員の解雇30名の整理案が示された（『夕刊フクニチ』1949年4月26日）。

こうしたなか、3月下旬、福岡石炭局は4800カロリー以下の低品位の石炭を50%以上出炭し、トン当たり1200円の赤字を出す炭鉱はC級に指定し生産割り当てをおこなわないと発表、田川地区では中小炭鉱14鉱がそれに該当するため、労資双方に大きな打撃を与えた。該当炭鉱はこれにより政府が設定した1949年の目標である4200万トン出炭という「スクラムから振り落とされる」ことになり、「労働強化や人員整理もやむを得ない」という悲壮な対策が練られていく（『朝日新聞』筑豊版、1949年3月29日）。C級に指定された鞍手郡西川村日満新目尾炭鉱では1月からの出勤率の悪い68名をリストアップし、そのうちの「病弱者」など24名に対し第1回の解雇を宣言し、労組が受諾しない場合は閉山すると強硬な姿勢を示した。これに対し、労組は4月10日、総会を開いて「最小限度に出血をとどめてほしい」と会社側に求めた。同労組の伊藤組合長は、300余名の労組員の今後を炭労が引受けてくれるならばたかうが、炭労はそこまでは考えてくれないので「最小限度の出血でおさめたい」と、苦渋の判断であることを表明した（『朝日新聞』筑豊版、1949年4月14日）。

『朝日新聞』では4月21日、賃金2割切り下げの渦中にあった飯塚市郊外の二瀬炭鉱中央坑の炭鉱住宅で主婦から生活実態について取材するが、そこでは「私のところのように坑内夫で夫婦二人暮らしならまだ何とかやれますが三人になると危い、四人以上は赤字で給料の前借をやらずやってる人は一五、六軒のうち二、三軒ぐらいでしょうか」（夫婦二人暮らし、25歳）、「配給物も高いので給料もらって五日後にはもう月給袋が空っぽ、前借しなければやれない」「親は辛抱しますが、子供には着物一枚ぐらいは買ってやりたいがそれも出来ない」（夫婦と子ども1人、30歳）、「細君だけでなく主人も内職をやっているところもありますが身体も続かず追つきもしないといっています」（夫婦と子ども2人、28歳）、「健康保険も病院もありますけどひどい病人でも今出せば見殺しするほかない、やりたい薬もやれない」（夫婦と子ども3人、33歳）など、深刻な生活苦が語られていた（『朝日新聞』筑豊版、1949年4月24日）。

3月分からの賃金不払いで争議中の田川郡勾金村の新勝田炭鉱では、5月3日、経営者の岩田貞雄が労組に対し「いつ支払えるか見通しがつかぬから失業保険でももらって他に仕事を探してくれ」と通告、労組は全員離職して新たな就職口を探すことを決定した（『朝日新聞』筑豊版、1949年5月7日）。また、田川市の靱井炭鉱では、5月8日の経営協議会で経営者の靱井敏雄が経営の苦しい実情を訴えたことに対し、労組は9日に大会を開き、「ヤマの自立態勢確立のため時間延長はおろか休日出勤しても増産に励まねばならぬ」として、炭労が14日から予定している第三次48時間ストには同調できないと決議、場合によっては炭労から脱退するとの態度を決めた。こうしたストに反対する動きは周辺の中小炭鉱にも広まっていた（『朝日新聞』筑豊版、1949年5月12日）。鞍手郡西川村の新目尾炭鉱では「ストのため炭鉱の経営が困難になり坑口閉鎖を行うようなことがあると生活に困る」との理由で労組はスト不参加を福炭労に申し入れた。さらに、嘉穂郡の嘉穂鉱業では、5月9日、第二次24時間ストでは福炭労に加入している職員組合がストを決行した際、就業しようとした中立系の鉱員組合に対し経営側はロックアウトを断行したが、14日に職員組合が第三次48時間ストに突入したときは臨時休業を鉱員組合に通告し、休業中の賃金支払いを拒否した（『朝日新聞』筑豊版、1949年5月15日）。このように、中小炭鉱では労働者の失業だけではなく、経営者も閉山の危機に直面していたのである。

(3) 地域社会への影響

さらに、炭鉱の不況は炭鉱関連の産業にも打撃を与えた。斤先掘業（鉱業権者から鉱業権を賃借して採掘する）や選炭業の労働者への賃金の遅欠配も生じていた（『朝日新聞』筑豊版、1949年6月26日）。さらに、炭鉱で使用する機械の製造に当たる直方市の鉄工業界では、162工場への炭鉱からの未払い金は1月末で1億円に及び、2月下旬には1億700万円へと増加、労働者への賃金は20～30日の遅配となり、しかも分割払いとなっていた。3月には、会社への納税の負担も重なり、高宮鉄工所が労働者の3分の1に当たる20名を解雇するなど、炭鉱関連企業の労働者の解雇も始まっていた（『朝日新聞』筑豊版、1949年3月10日）。直方市内の鉄工業界の苦境については、さらに後述するが、事態は深刻であった。

事情は田川市でも同様で、福岡石炭局田川支局の調査によれば、管内炭鉱の資材未払金額は2月末現在で6億2272万円に及び、大手の三井田川鉱業所でも未払金は2億8590万円に達していた（『朝日新聞』筑豊版、1949年3月11日）。

福岡県では、5月11日、炭鉱に関連する中小企業の経営悪化を打破するための金融懇談会を直方商工会議所で開催し、県経済部長、県商工課長、日本銀行の担当者、さらに各炭鉱と関連する中小企業の代表者、商工会議所代表らが出席した。この場で、県より融資などの対策を政府と交渉する方針が示されたが、出席した炭鉱関連企業の側からは深刻な

経営危機の現状が報告された。坑木関係業者は、炭鉱不況の影響により全国で29億円、九州だけでも15億円の未納代金があると述べ、火薬業者は、1948年10月～12月で1億円であった不払い金が、1949年3月には2億円に達しており、九州の9業者では炭鉱からの不払い金が合計4億5000万円に及んでいるという事実を示し、現在では1か月分しか資材の手持ちがないという窮状を報告した。また、前述したように1億円を超える未払い金を抱えていた炭鉱機器製作修理業者は、直方では閉鎖した工場が3、人員整理をした工場が6～7に及び、直方の鉱山機器製造修理工場の犠牲で石炭生産を支えていると訴えた（『筑豊タイムス』1949年5月16日）。炭鉱の不況は関連する産業にも大きな影響を与えていたのである。

6月8日に直方市で開かれた同懇談会でも、炭鉱からの未払い金は鉱山機械製造の鉄工所150組合で約1億5000万円、機械商36組合で8000万円、鉱山帽子製造工場2工場で500万円に及び、そのため機械製造工場は3割程度の作業しかできず、3工場が休業、労働者数は平均15%程度に縮小され、毎月の電話料金滞納で通話停止された業者は30数名に上ると報告された。懇談会では実情を県に訴え、政府からの融資策を講じることとした（『朝日新聞』筑豊版、1949年6月9日）。

こうした直方をはじめ飯塚、田川3市の状況について、1949年6月6日付『筑豊タイムス』は「景気はいつ来る！ 押し迫る深刻な不況にあへぐ筑豊の渋面」と題し、次のように報じた。

五月に入ってから炭鉱のストライキで鉱員の懐具合が悪く、炭鉱で栄えている三市だけにその影響はまさに甚大で一部の商店を除いて売行きはガタ落ちで平常の三、四割にも達しない、文具店、履物屋などはさして変りないが他の殆んどが四苦八苦営業に悩み抜き古物商などが最もひどいようで遂には閉店或は廃業して転業する者も各地に見る。何れにしても炭鉱の支払いが悪いため、関連産業も苦境に立ち、あちこちで企業整備、人員整理の声があがり、特に市内に百六十の鉄工所を有する直方市の打撃は最もひどく深刻なものがある、これに優るとも劣らぬものは、鉱員の懐中に頼っている商店側で、炭鉱のスト期間中は殆ど売行きのないのに次々と資金カンパに来る人々に同情して、連日数百円を与えるなど、一番の御得意さんであると云う炭鉱人とのつながりを示す一断面でもあった。

しかし、この記事が掲載された6月、筑豊の炭鉱の状況はさらに悪化し、労働者の解雇が激化していく。すでに、大手の井華忠隈炭鉱では「不良鉱員」ら34名の解雇を発表していたが、4日には嘉穂郡幸袋町の加茂炭鉱で「停年、病弱者、出勤不良の職員、鉱員」

ら65名の解雇が通告され、さらに鞍手地区や田川地区の中小炭鉱でも「不良鉱員の整理」という名目で労働者の解雇が計画されていた（『筑豊タイムス』1949年6月13日、『朝日新聞』筑豊版、1949年6月8日）。月産350トンを出炭する直方市の八龍炭鉱は7月で掘る石炭がなくなるため福岡石炭局直方支局は事業の中止を勧告、6月中旬、同炭鉱は労組員全員60名の解雇を発表した（『朝日新聞』筑豊版、1949年6月16日）。

三井炭山でも、7月末までに三池・田川・山野の3炭山で出勤不良者「職務怠慢者」「職務妨害者」「その他 法規違反、低能率、病弱者」など5000名を解雇すると発表した（『夕刊フクニチ』1949年7月11日）。

6月末の九州全炭鉱の労働者数は前年4月末と比べると1万5000名も減少していた。特に、この減少傾向は2月末から激しく、2月に1050名が減ったのに対し、3月には一気に4150名も減少、「四、五、六月と次第にヤマを去る者は増加、一ヶ月の減員は五千名の線を突破しようとしていた。労働者の減少は小規模炭鉱に顕著で、「従業員千人以下の小炭鉱では昨年七月に比べ二九パーセント減のところもあり五千人以上の大中炭鉱では五一六パーセント減というところで大手筋では人員整理に対しても簡単にはゆかぬということも物語つていた（『夕刊フクニチ』1949年7月30日）。

飯塚公共職業安定所の窓口で失業保険金の支給を受けた者は、4月は139名だったが、5月は237名、6月は15日段階ですでに283名と激増していた（『朝日新聞』筑豊版、1949年6月19日）。6月中には直方市内の各炭鉱で約200名の労働者を募集しているものの、これは「不良鉱員を首切るかわりに優秀な鉱員を雇い入れたもので殆どが縁故採用」であったので、直方公共職業安定所への求人はほとんどない状況であった。したがって「直方は炭坑地帯だし働く所も多いだらう」と佐賀県、熊本県、四国などから訪れた求職者も職を得られず「街に出るルンペン組」も現れていた（『筑豊タイムス』1949年7月18日）。

仕事を求めて家族を連れて筑豊の炭鉱に来たひとびとは、その炭鉱を解雇されても帰る場所がない。そこで、嘉穂母子寮と飯塚隣保館の開設が決まる。6月15日に起工式がおこなわれた嘉穂母子寮は授産所に保育所を付設し、筑豊全域から身寄りのない家族20世帯60～70名を収容し、ミシン、縄ない作業を指導するほかうちわ工場も設置する予定で、隣保館には、国庫補助の見透しが付き次第着工する予定の養老院の敷設も計画されていた（『朝日新聞』筑豊版、1949年6月23日）。

さらに暖房用の石炭需要が減る夏を迎えると、炭鉱の危機は激しくなる。8月、嘉穂郡山田町、同郡二瀬町、飯塚市の中小炭鉱で閉山や労働者の解雇が相次ぐ（『朝日新聞』筑豊版、1949年8月4日）。7月下旬には貯炭対策として、通産省が炭鉱会社が一般家庭に直接、石炭を販売することを認めると、大手炭鉱はすぐにその準備を完了するが、中小炭鉱では対応が遅れ、また販売価格も2～3割のダンピングは免れないとみられていた

（『朝日新聞』筑豊版、1949年8月6日）。飯塚公共職業安定所でも「求人数は求職者数の十分の一」にも達さない現状で、9月に入って失業保険金給付者は2,000名を超えた（『筑豊タイムズ』1949年9月19日）。さらに、10月30日には、鞍手郡西川村の神田炭鉱が職員24名、鉱員95名の解雇を発表（『筑豊タイムズ』1949年11月2日）、11月には、電力不足から九州の全炭鉱は1週間の休業か3万5000～3万6000名規模の解雇を迫られていく（『筑豊タイムズ』1949年10月28日）。

飯塚市では1948年には450軒もあった古着屋が1949年7月末には380軒に減り、27万名もあった1か月間の映画館の入場者数も20万名に激減、市内唯一のデパート丸神は小倉市の井筒屋に買収された（『夕刊フクニチ』1949年7月28日）。飯塚市の商店街では8月5日から中元大売出しを始めることになっているが、夏の期末賞与が日鉄三菱炭鉱で職員1000円、鉱員500円程度、忠隈炭鉱はゼロ、他の炭鉱も前年より少ないという現状のため、売り上げには不安が生じていた（『西日本新聞』筑豊版、1949年7月27日）。たしかに、「お客の六割を炭鉱マンに仰いでいる」商店街では、「炭鉱経営者は自立経営のため企業整備の実行を言明しており、同一理由で賞金もさほど向上するとは期待されない」ため、新たな「人寄せ政策」が求められていた。8月27日、地元の麻生鉱業常務理事鳥越淳造は商工会議所で「石炭と炭都飯塚の将来」と題して講演し、「消費都市として栄える余地はもはやなくなった」「石炭を地元で利用する方法、すなわち工業都市として再建する方策をとっては如何」と提案、炭鉱依存からの脱却を求めた（『西日本新聞』筑豊版、1949年8月30日）。

こうしたなか、9月15日の配炭公団廃止を受けて夕刊フクニチ新聞社が開いた座談会「中小鉱よ、何処へ行く」では、「統制撤廃、配炭公団廃止という全く予期しない事態にぶっつかつた。だからわれわれは今後どうなるかということろまでまだ考えおよばないでいる」（玉名炭鉱社長東友市）という、中小炭鉱経営者の苦悩が吐露された。また、配炭公団従業員組合の林功は、統制撤廃について「中小鉱としてはこのアト始末は政府の責任においてしてくれるのが当然だと思うんだけど政府は“問答無用”といわぬばかりのつれない態度である」と、日鉱福連事務局次長城平重憲も、貯炭の解決について「まさに中小鉱が当面する第一の難関だが現在の政府は詳細な検討もとつていない」と、それぞれ発言するなど、政府の無策ぶりを指摘した（『夕刊フクニチ』1949年9月21日）。

これに対し、上京して政府に中小炭鉱の救済を申し入れた知事杉本勝次は、9月22日、「政府は県信用保証協会から融資してくれるともちかけたが政府が出資しない限り現在の貧弱な資力ではとても賄っていけない、しかし中小炭鉱を見殺しにするわけにはいかないので金融懇談会などつくて何とかな手を打ちたい」と語っている（『朝日新聞』筑豊版、1949年9月23日）。

しかし、9月15日の配炭公団廃止は、炭鉱にとって、まさに「泣きっ面にハチ」とい

う事態となる。筑豊の中小炭鉱は石炭の値下げだけでは危機は回避できないと、さらに労働者の解雇を進め、福岡石炭局では「つぶれる中小鉱が五十数鉱出るだろう」と推測した（『朝日新聞』筑豊版、1949年9月24日）。事実、9月16日以降10月初旬までに13鉱が閉山した（『朝日新聞』筑豊版、1949年10月6日）。田川地区の中小鉱山は「廃鉱か人員整理か」という局面に追いつめられた（『朝日新聞』筑豊版、1949年10月27日）。

大手炭鉱でも労働者の生活は窮迫した。無料に近かった炭鉱住宅の家賃、水道料金が大幅に値上げされ、光熱費も増額されたため、実質賃金は悪くなったからである。明治豊国炭鉱では酒が売れなくなったというが、「一人働きの家庭は食ってゆけない」状況であった（『朝日新聞』筑豊版、1949年9月28日）。

こうした情勢に対処するため、11月15日、福岡県は「炭鉱労資に県会議員、関係官庁」を交えて「炭鉱失業をどうするか」というテーマで懇談会を開き、県として「今後炭鉱側に失業者吸収の見込みのないことから、第3四半期（十月以降）からワクを上げた福岡、小倉の応急対策費を炭鉱地区にも適用、特に失業度の高い飯塚市に近く毎日百人を吸収する応急事業を起すと言明」、国の失業対策費の追加があり次第、田川、直方地区にもこの事業拡大を企図していると述べた。さらに、炭鉱経営者に対し、将来、人員を拡充する必要が生じた場合は県外人を雇用せず、県内失業者を雇用するように要請した。

また、同日、九州7県議会労働常任委員長ブロック会議も開催され、北山（佐賀）・球磨（熊本）・上椎葉（宮崎）のダム開発事業を早急に実施し、失業者を「大々的に救済」すること、応急失業対策費は全額国庫負担とすることを政府に要求すると決議した（『夕刊フクニチ』1949年11月16日）。炭鉱の窮状は筑豊全域、さらには福岡県全域に大きな経済的打撃を与えていた。

おわりに

1949年、ドッジ・ラインの下、炭鉱への国家統制が終わり、それに向けて炭鉱合理化が政策として着手されたとき、中小炭鉱の閉山と労働者の失業が予測された。しかし、現実には大手炭鉱でも労働者の解雇が実施され、炭鉱合理化は炭鉱のある地域経済にも大きな打撃を与えた。通商産業省臨時石炭対策本部と福岡通商産業局石炭部の調査でも、1948年3月末に全国で45万人、九州で27万人を数えた炭鉱労働者は、1950年3月末には、それぞれ38万人、23万人に減少していた。⁽⁴⁵⁾ ドッジ不況は炭鉱の町でこのように現実化していた。

たしかに、その後、1950年6月の朝鮮戦争勃発による「特需」で国内経済は活況を呈し、石炭需要は拡大し、炭鉱は一時、息を吹き返す。しかし、朝鮮戦争が休戦に向かうと、経営側は「特需」後の不況に備え、賃金据え置きなどの合理化を進め、労働組合と対立、炭労は1952年10月13日から63日間の長期ストライキをおこなった。このため、石炭

の供給が停滞し価格が高騰、政府が外国炭を緊急輸入した結果、国内炭の供給過剰となり、1954年～55年、深刻な炭鉱不況を招き、さらに石炭より安価で需給も安定している石油への信用が高まり、石炭から石油へのエネルギー革命が進行していく。こうしたなかで、炭鉱経営者側が求めたのはさらなる合理化であった。そこで、1955年9月に成立したのが、中小の非効率炭鉱を買収して閉山させ、大手の高効率炭鉱に生産を集中して窮地を乗り切ろうとする石炭鉱業合理化臨時措置法であったが、こうした炭鉱の合理化は、「スクラップ・アンド・ビルド」と言われたように、当然ながら買収、閉山させられた中小炭鉱に膨大な失業者を生み出した。次稿では、1950年以降、石炭鉱業合理化臨時措置法の成立に至る時期の炭鉱をめぐる政治と社会状況を論じていきたい。

付記 小稿は、1959年～1960年に炭鉱失業家庭の救済を目的に展開された黒い羽根運動の総合的研究の一環をなすものである。小稿作成においては、国立国会図書館、国立公文書館、田川市立図書館、直方市立図書館、福岡県立図書館、福岡市総合図書館を利用させていただいた。厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 服部義彦「石炭企業合理化の新段階」(『実務手帖』3巻11号、1949年9月)、11～12頁。
- (2) 張英莉「傾斜生産方式とドッジ・ライン—戦後日本石炭鉱業の復興過程—」(『年報日本現代史』4号、1998年6月)、241頁。
- (3) 島西知輝『日本石炭産業の戦後史—市場構造変化と企業行動—』(慶應義塾大学出版会、2011年)、89頁。
- (4) 島西智輝「高度成長期日本における中小炭鉱合理化対策—中小炭鉱合理化指導の分析—」(『三田商学研究』54巻5号、2011年12月)、91頁・110頁。
- (5) 杉山伸哉・牛島利明「日本の石炭産業—重要産業から衰退産業へ—」(杉山・牛島編『日本石炭産業の衰退—戦後北海道における企業と地域—』(慶應義塾大学出版会、2012年)、11頁。
- (6) 田浦良也「石炭産業の崩壊と筑豊経済の変貌」(平兮元章・大橋薫・内海洋編『旧産炭地の都市問題—筑豊・飯塚市の場合—』(多賀出版、1998年)、41頁。
- (7) 国富毅「宇部地区中小炭鉱の現態—特に採炭の技術的水準について—」(『中国地方総合統計月報』1巻2号、1949年6月)、1頁。
- (8) 日本石炭鉱業聯盟編『石炭労働年鑑』1950年版、20～21頁。
- (9) 正田誠一「中小炭鉱問題の本質」(『九州大学経済学部30周年記念論文集』、1955年—正田誠一『九州石炭産業史論』、九州大学出版会、1987年—to再録—)、229～230頁。
- (10) 『GHQ日本占領史』45巻(日本図書センター、1999年)、65～66頁、93～94頁、および、朝日新聞経済部編『日本経済年史』1949年版(朝日新聞社)、80頁。
- (11) 同上書、43～44頁。
- (12) 「中小炭鉱の危機深まる—石炭統制撤廃の影響—」(『政経調査月報』10号、1949年10月)、20頁。
- (13) 「石炭産業はどこへ行く」(『東洋経済新報』2388号、1949年9月3日)、32頁。
- (14) 「石炭鉱業 企業合理化は必至」(『東洋経済新報』臨時増刊、1949年9月10日)、27頁。

- (15) 「炭鉱合理化運動の展望」(『生産能率』4巻4号、1949年7月)、1頁。
- (16) 労働法の専門家高木督夫は「現在では労働時間の延長ではなく、労働強化、すなわち単位時間当のより多くの労働力の支出が合理化の主要な位置を占めている」とみなし、合理化の影響として、「労働者にとって最大で、最も深刻な問題は失業である」と明言、合理化が「労働強化中心の方向にかたよっている」と警告した。(高木督夫「炭鉱の合理化」、『労働の科学』5巻4号、1950年4月、42頁、46頁、48頁)
- (17) 通商産業省編『商工政策史』10巻(商工政策史刊行会、1972年)、42～44頁。
- (18) 「鉄鋼業及び石炭鉱業の合理化について」(「公文類聚」75編・昭和25年・90巻・産業8、2A-028-04-類03511100—国立公文書館蔵—)。
- (19) 「鉄鋼業及び石炭鉱業合理化施策要綱」(同上文書)。
- (20) 森田優三「序」(総理府統計局編『炭鉱従業者世帯収入調査報告』、1950年10月)。
- (21) 「炭鉱従業者世帯収入調査主任者会議配布書類」(“Outline of the Coal Mine Employees' Family Income Survey” 1949/11 —「日本占領文書」—国立国会図書館憲政資料室蔵)。
- (22) 総理府統計局編『炭鉱従業者世帯収入調査報告』(1950年)、18～19頁。
- (23) 吉田嘉雄「石炭鉱業の再建と合理化について」(『東邦経済』11巻1号、1950年3月)、18頁。
- (24) 三枝子郎「石炭四二〇〇万トン達成と企業合理化の方向」(『実業之世界』46巻5号、1949年5月)、31～32頁。
- (25) 「石炭鉱業の合理化はどうなるか—合理化の実際例と労組の対策—」(『労政時報』1053号、1949年6月)、19～21頁。
- (26) 寺山朝「石炭鉱業の合理化は国民的努力目標」(三井美唄文化連盟『炭層』19号、1949年4月)、1頁。
- (27) 佐藤正司「石炭鉱業合理化の一面—三井鉱山の場合—」(『石炭評論』1巻2号、1950年7月)、41頁。
- (28) 「企業合理化の現状」(『九州石炭鉱業協会月報』11号、1949年6月)、6頁。
- (29) 早川勝「炭鉱合理化と労使関係」(『経済往来』2巻8号、1950年8月)、41頁。
- (30) 「炭鉱の企業合理化」(『九州石炭鉱業協会月報』12号、1949年7月)、13頁。
- (31) 「中小炭鉱の今後の動向」(『労働週報』12巻461号、1949年7月)、4頁。
- (32) 「岩屋炭鉱人員整理課」(『さが工業クラブ』2号、1949年2月)、21頁。
- (33) 「統制が撤廃された石炭業界—影響の大きい中小炭鉱業」(『経済新潮』14巻3号、1949年10月)、14頁。
- (34) 「中小炭鉱の整理状況を見る」(『東洋経済新報』2406号、1950年1月21日)、46～47頁。
- (35) 岡本政一郎「苦悶する中小炭鉱業」(『九州石炭鉱業協会月報』19号、1950年4月)、7頁。
- (36) 「炭鉱の合理化の進行について」(福岡銀行『行報』18号、1949年7月)、11頁。
- (37) 上田正臣「石炭鉱業合理化の実態」(日本興業銀行調査部『産業金融時報』26号、1950年4月)、23～29頁、35～36頁。
- (38) 「石炭鉱業の合理化」(日本勧業銀行調査部『金融情報』3巻9号、1950年9月)、2頁、24頁、27頁、37～38頁。
- (39) 朝日新聞経済部編『朝日経済年史』1950年版、63頁。
- (40) 『石炭労働年鑑』1950年版、58頁。
- (41) 九州経済調査協会編『戦後における九州石炭産業と合理化』(1952年)、232～233頁。
- (42) 九州石炭鉱業聯盟編『労働統計を主とした九州炭鉱十年史』(1957年)、52～53頁。
- (43) 同上書、3頁、349頁。
- (44) 労働省職業安定局失業対策課編『失業対策年鑑』1951年版(労働省)、8頁、11～12頁。
- (45) 通商産業省臨時石炭対策本部・福岡通商産業局石炭部編『九州石炭鉱業20年の歩み』(同本部・同部、1967年)、3頁。